

貸発第 33 号
平成 29 年 5 月 11 日

貸 借 取 引 参 加 者
貸借取引事務取扱責任者 殿

日 本 証 券 金 融 株 式 会 社
貸借取引部長 西田 修

(株)あかつき本社の新株予約権の譲渡手続きについて

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、(株)あかつき本社株式(8737)につきましては、平成 29 年 5 月 22 日を割当基準日として新株予約権の無償割当てが実施されることから、当社は、平成 29 年 5 月 8 日付社発第 T-80 号により、貸借取引における権利処理についてご通知しております。

今般、当該新株予約権の譲渡手続き等につきまして、あらためてご通知申し上げます。

敬 具

記

1. 当社は、(株)あかつき本社に対し、新株予約権の割当てが効力を発生する平成 29 年 6 月 19 日以降速やかに、新株予約権を当社から引受・落札貸借取引参加者に譲渡するための譲渡承認請求を行います。また、入札により落札した貸借取引参加者は、これを顧客に譲渡する場合、同社に対し譲渡承認請求を行う必要があります。
2. 上記 1 の譲渡承認請求が同社取締役会において承認された後、新株予約権原簿の名義を当社から譲渡先である引受・落札貸借取引参加者または顧客に書き換える手続きが行われ、新株予約権の権利行使の際に必要な行使請求書が譲渡先に直接送付されます。
3. 新株予約権行使請求書の引受・落札貸借取引参加者または顧客への送付は、新株予約権の割当てが効力を発生する平成 29 年 6 月 19 日以降に譲渡手続きが行われるため、新株予約権の権利行使期間（平成 29 年 6 月 19 日～平成 30 年 3 月 20 日）の初日以後となりますのでご注意ください。

以 上